

い、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第三十七条第五項において同じ。）及び使用人の資質の向上に関する事項

九 業務規程その他の規則の作成及び変更に関する事項

十 協会の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款等の遵守の状況の調査に関する事項

十一 会費に関する事項

十二 会計及び資産に関する事項

（業務規程の記載事項）

第三十二条 協会は、その業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協会が営む貸金業に係る過剰貸付けの防止に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

二 協会がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項

三 協会がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項

四 協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項

五 協会員がその貸金業の業務に関して行う債権の取立てに関する事項

六 協会員に対する監査に関する事項

七 協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等（債務者等であつた者を含む。）からの苦情の解

決に関する事項

八 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項

九 貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事項

（定款等の変更の認可等）

第三十三条 協会は、定款又は業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 協会は、第二十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び業務規程を除く。）の作成、

変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(支部)

第三十四条 協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。

2 支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。
う。

(会長又は理事の行為についての損害賠償責任)

第三十五条 協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

第五章の章名を削り、第三十六条を次のように改める。

(協会の住所)

第三十六条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第三十六条の次に次の節名を付する。

第二節 協会員

第三十七条及び第三十八条を次のように改める。

(協会の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者に限る。

2 協会は、すべての貸金業者のうち政令で定める割合以上の貸金業者をその協会員としなければならない。

3 協会員は、当該協会の営業所又は事務所の所在地を含む都道府県の区域に設けられている協会の支部に所属するものとする。

4 協会は、その定款において、第六項の場合を除くほか、貸金業者は何人も協会員として加入することができない旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款等を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款等に違反する行為を防止して、資金需要者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

6 協会は、その定款において、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分

違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等に違反する行為をして、協会から除名の処分を受けたことがある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

7 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、協会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会員に対する処分等)

第三十八条 協会は、その定款において、協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分又は当該協会の定款等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第三十八条の次に次の節名を付する。

第三節 管理

第三十九条から第四十一条の二までを次のように改める。

（役員の選任及びその職務権限）

第三十九条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

3 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の事務を監査する。

5 役員が第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

（役員の解任命令）

第四十条 内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（仮理事又は仮監事）

第四十一条 内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

（秘密保持義務）

第四十一条の二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四十一条の二の次に次の二節及び章名を加える。

第四節 監督

（定款等の変更命令）

第四十一条の三 内閣総理大臣は、協会の定款等又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該協会に対し、定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

（法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等）

第四十一条の四 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等

（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款等により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つた場合において、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第四十一条の五 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があるときは、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の

限度において、協会から業務の委託を受けた者に対し、当該協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣への提出書類)

第四十一条の六 協会は、事業年度ごとに、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則

(苦情への対応)

第四十一条の七 協会は、資金需要者等（債務者等であつた者を含む。）から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知しなければならない。

(内閣総理大臣又は都道府県知事に対する協力)

第四十一条の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(協会による啓発活動等)

第四十一条の九 協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、資金需要者等の利益の保護の促進に努めなければならない。

(協会の登記)

第四十一条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(協会の解散)

第四十一条の十一 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 協会の設立の認可の取消し

2 協会の解散に関する総会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会が第一項第一号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(認可等の公示)

第四十一条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨（第一号に掲げる場合にあつてはその旨及び認可を受けた協会の定款等、第三号に掲げる場合にあつてはその旨及び変更後の定款又は業務規程、第四号に掲げる場合にあつてはその旨及び届出があつた事項）を官報で公示しなければならない。

一 第二十六条第二項の認可をしたとき。

二 第二十九条の規定により認可を取り消したとき。

三 第三十三条第一項の認可をしたとき。

四 第三十三条第二項の届出があつたとき。

五 第四十一条の三の規定により定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命じたとき。

六 第四十一条の四の規定により認可を取り消し、業務の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命じたとき。

七 前条第二項の認可をしたとき。

八 前条第三項の届出があつたとき。

九 前条第四項の通知を受けたとき。

第四章 雜則

第四十二条を次のように改める。

（高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効）

第四十二条 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。）において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第六章の章名及び第四十二条の二を削る。

第四十三条第一項中「（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされる

ものを含む。」を削り、「同法」を「利息制限法」に改め、同項第一号中「又は同条第二項から第四項まで」を「若しくは第十六条の二第一項並びに第十七条第三項及び第四項（これらの規定を）」に、「第十七条第二項から第四項まで」を「第十六条の二第一項並びに第十七条第三項及び第四項」に、「貸付けの契約に基づく支払」を「貸付けに係る契約（極度方式貸付けに係る契約を除く。）若しくは当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払又は第十七条第一項及び第二項（これらの規定を第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第一項及び第二項に規定するすべての書面を交付している場合若しくは第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項まで（これらの規定を第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する極度方式貸付けに係る契約若しくは当該契約に係る保証契約に基づく支払」に改め、同条第二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十四条中「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項」に、「第三十八条第一項」を「第二十四条の六の六第一項」に改める。

第四十四条の二第二項中「又は協会若しくは連合会」を「貸金業協会その他の関係者」に改める。

第四十四条の三第二項中「第三十六条」を「第二十四条の六の四」に、「第三十七条第一項」を「同条第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に、「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第二十六条第二項の認可をしようとするときは、第二十八条第二項第二号に該当する事由（第六条第一項第六号に係るものに限る。）の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

第四十四条の四中「貸金業者」の下に「又は第二十六条第二項の認可を受けようとする貸金業協会の役員」を、「当該貸金業者」の下に「又は同項の認可を受けようとする者」を加える。

第四十四条の五第二項中「第四十二条第三項及び第四項」を「第二十四条の六の十第五項及び第六項」に改め、「場合に」の下に「ついて」を加える。

第四十七条の二中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十七条の三第三号中「及び第二十四条の五第二項」を「第二十四条の五第二項及び」に改め、
「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を削り、同条に次の一号を加える。

四 第四十一条の四の規定による命令（役員の解任の命令を除く。）に違反した者

第四十八条第一号中「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げた者

一の三 第十二条の七（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第四十八条第二号の二及び第三号を次のように改める。

二の二 第十五条第二項の規定に違反して第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録した者

三 第十六条第一項の規定に違反して著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者

第四十八条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第十六条の二第二項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の二第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

三の三 第十六条の三第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第十六条の三第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第四十八条第四号中「第十七条」の下に「（第六項及び第七項を除く。）」を、「又はこれらの規定」の下に「（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十条第一項から第三項まで（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三

第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第四十八条第五号を次のように改める。

五 第二十条第四項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して書面を交付せず、又は第二十条第四項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第四十八条第五号の二中「第二十条の二」の下に「第一号に係る部分に限り、」を加え、「及び第二十四条の五第二項」を「第二十四条の五第二項及び」に改め、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五の三 第二十条の二（第二号に係る部分に限り、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第四十八條第八號の次に次の六号を加える。

八の二 第二十四條の六の三の規定による命令に違反した者

八の三 第二十四條の六の九の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

八の四 第二十四條の六の十第一項又は第二項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八の五 第二十四條の六の十第三項又は第四項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八の六 第二十四條の六の十一第三項又は第四項の規定に違反して、三十日以内に、社内規則の作成若

しくは変更をせず、若しくは内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けず、又は承認を受けた社内規則を内閣総理大臣若しくは都道府県知事の承認を受けずに変更し、若しくは廃止した者

八の七 第二十七条第一項の認可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第四十八条第九号を次のように改める。

九 第四十一条の五第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 第三十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反して職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条第六号から第八号までを削り、同条第五号中「同条第二項（第二十四条の六において準用す

る場合を含む。」を「同条第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「若しくは」を「又は」に、「及び第二十四条の五第二項」を「第二十四条の五第二項及び」に、「においてこれらの規定を準用する場合を含む。」又は第二十三条の規定に違反した者」を「に違反して、第二十一条第二項各号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかつた者」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十三条の規定に違反した者

第四十九条第三号中「第十九条」の下に「（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条」を「第十九条」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の二後段（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿の閲覧又は謄写の請求を拒んだ者

第四十九条第二号を同条第四号とし、同条第一号中「第十三条の二」を「第十二条の四」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の三第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者

二 第十二条の三第四項の規定に違反した者

第四十九条に次の一号を加える。

九 第三十七条第八項の規定に違反した者

第五十条に次の一号を加える。

三 第二十四条の六の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条の次に次の三条を加える。

第五十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反した者

二 第三十三条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条の三 貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員が、その職務に関して、賄賂^ろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十条の四 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十一条第一項第一号中「又は第四十七条の二」を「第四十七条の二、第四十七条の三第四号又は第四十八条第八号の七若しくは第九号」に改め、同項第二号中「前条まで」を「第五十条の二まで（第四十七条の三第四号、第四十八条第八号の七及び第九号並びに第四十八条の三を除く。）」に改め、同条の

次に次の二条を加える。

第五十一条の二 第四十一条の三の規定による命令に違反した場合には、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事及び仮監事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

第五十一条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした貸金業協会の役員（仮理事を含む。）又は代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第二項後段又は第四十一条の十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十七条第七項の規定に違反したとき。

三 第四十一条の十第一項の規定に違反したとき。

2 第二十五条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。
第五十二条を次のように改める。

第五十二条 第二十二条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者（その者

が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、十万円以下の過料に処する。

第七章を第五章とする。

（貸金業法の一部改正）

第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。

「第二章 貸金業者

第一節 登録（第三

第二節 業務（第十

第三節 監督（第二

第二章の二 貸金業務

第三章 貸金業協会

第一節 設立及び業

第二節 協会員（第

「第二章 貸金業者

第一節 登録（第三条―第十二条）

第二節 業務（第十二条の二―第二十四条の六）

第三節 監督（第二十四条の六の二―第二十四条の六の十二）

第三章 貸金業協会

目次中

第一節 設立及び業務（第二十五条―第三十六条）

第二節 協会員（第三十七条・第三十八条）

第三節 管理（第三十九条―第四十一条の二）

第四節 監督（第四十一条の三―第四十一条の六）

第五節 雑則（第四十一条の七―第四十一条の十二）

を

第三節 管理（第三

第四節 監督（第四

第五節 雑則（第四

第三章の二 指定信用

第一節 通則（第四

第二節 業務（第四

第三節 監督（第四

第四節 加入貸金業

条―第十二条）

二条の二―第二十四条の六）

十四条の六の二―第二十四条の六の十二）

取扱主任者制度（第二十四条の七―第二十四条の五十）

務（第二十五条―第三十六条）

三十七条・第三十八条）

十九条―第四十一条の二）

に改める。

十一条の三―第四十一条の六）

十一条の七―第四十一条の十二）

情報機関

十一条の十三―第四十一条の十六）

十一条の十七―第四十一条の二十六）

十一条の二十七―第四十一条の三十四）

者（第四十一条の三十五―第四十一条の三十八）

第一条中「促進する」の下に「ほか、指定信用情報機関の制度を設ける」を加え、「運営を確保し、も

つて」を「運営の確保及び」に改める。

第二条に次の四項を加える。

13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。

第四条第一項第二号中「及び第三十一条第八号」を「、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号」に改め、「次章」の下に「から第三章の二まで」を加える。

第六条第一項第十四号中「貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する

財産的基礎を有しない者」を「純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千万円を下回つてはならない。

4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第十二条の三第一項中「次項及び第七項の規定に適合する」を削り、同条に次の一項を加える。

11 貸金業者が、第二十四条の二十五第一項の登録を受けた者を貸金業務取扱主任者に選任し、又はその選任した貸金業務取扱主任者が同項の登録を受けた場合において、貸金業者が当該貸金業務取扱主任者に係る同条第四項の登録番号を当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出たときは、第五項から第八項までの規定は、当該貸金業務取扱主任者については、適用しない。

第十三条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、前項の規定による調査をするよう努めなければならない。

第二十四条の六の二第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 指定信用情報機関と信用情報提供契約（第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。）を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 貸金業務取扱主任者制度

（資格試験）

第二十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）を行わなければならない。

2 資格試験は、貸金業に関して、必要な知識について行う。

（指定）

第二十四条の八 内閣総理大臣は、その指定する者に、資格試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 前項の申請をしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としない法人でないこと。

二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

四 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受ける

ことがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 第二十四条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者
(指定の公示等)

第二十四条の九 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(役員の選任及び解任)

第二十四条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若し

くは第二十四条の十三第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができらる。

(試験委員)

第二十四条の十一 指定試験機関は、内閣府令で定める要件を備える者のうちから貸金業務取扱主任者資格試験委員（以下「試験委員」という。）を選任し、資格試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十四条の十二 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十四条の十三 指定試験機関は、内閣府令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第二十四条の十四 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十四条の八第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第二十四条の十五 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第二十四条の十六 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第二十四条の十七 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その試験事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定試験機関の事務所に立ち入らせ、当該試験事務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定試験機関から業務の委託を受けた者に対し、その試験事務の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該指定試験機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該試験事務の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条の十八 指定試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ

確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条の十九 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の八第五項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき、又は不正な手段により同条第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定を取り消さなければならない。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十四条の十第二項（第二十四条の十一第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十三第二項又は第二十四条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第二十四条の十一第一項、第二十四条の十四、第二十四条の十五又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十四条の十三第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 試験事務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(指定等の条件)

第二十四条の二十 第二十四条の八第一項、第二十四条の十第一項、第二十四条の十三第一項、第二十四条の十四第一項又は第二十四条の十八第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るため必要な最小限度のものに限る、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(内閣総理大臣による試験事務の実施等)

第二十四条の二十一 内閣総理大臣は、第二十四条の八第一項の規定による指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条の十九第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 第二十四条の八第一項の規定による指定をした場合、前項の規定により内閣総理大臣が試験事務を行うこととなつた場合又は内閣総理大臣が第二十四条の十八第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第二十四条の十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他試験事務の実施に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(受験手数料)

第二十四条の二十二 資格試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 指定試験機関が試験事務を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定により指定試験機関に納付された受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の受験手数料は、これを納付した者が資格試験を受けない場合においても、返還しない。

（合格の取消し等）

第二十四条の二十三 内閣総理大臣は、資格試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその資格試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて資格試験を受けることがで

きないものとすることができる。

3 指定試験機関が試験事務を行う場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「指定試験機関」とする。

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（貸金業務取扱主任者の登録）

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）を申請することができる。

2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(登録の手續)

第二十四条の二十六 主任者登録を受けることができる者が主任者登録を受けようとするときは、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）であった者で当該取消の日から五年を経過しないもの）

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年

を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

2 内閣総理大臣は、主任者登録を拒否したときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければ

ならない。

(登録の変更)

第二十四条の二十八 主任者登録を受けた者は、第二十四条の二十五第四項の貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、主任者登録の変更を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第二十四条の二十九 主任者登録を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第二十四条の二十七第一項第一号に該当することとなつた場合 その後見人又は保佐人

三 第二十四条の二十七第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

(登録の取消し)

第二十四条の三十 内閣総理大臣は、主任者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合におい

ては、主任者登録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二十七第一項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により主任者登録を受けたとき。

三 第二十四条の二十三第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により資格試験の合格の決定を取り消されたとき。

四 その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適當な行為を行つたとき。

（登録の抹消）

第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、主任者登録を抹消しなければならない。

一 本人から主任者登録の抹消の申請があつたとき。

二 第二十四条の二十五第三項の期間の経過によつて、主任者登録が効力を失つたとき。

三 第二十四条の二十九の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないとき。

五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。

(登録の更新)

第二十四条の三十二 主任者登録は、申請により更新する。

2 第二十四条の二十五第二項本文の規定は前項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の主任者登録について、第二十四条の二十六の規定は更新の手続について、第二十四条の二十七の規定は更新の拒否について、それぞれ準用する。

(登録事務の委任)

第二十四条の三十三 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業協会（以下この章において「協会」という。）に、第二十四条の二十五から前条までに規定する主任者登録に関する事務（以下第二十四条の三十五までにおいて「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その業務規程において主任者登録に

関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、主任者登録、第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し、第二十四条の三十一の規定による主任者登録の抹消又は前条第一項の規定による主任者登録の更新をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（登録手数料）

第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者又は第二十四条の三十二第一項の規定による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会が登録事務を行う場合にあっては、協会）に納付しなければならない。

2 前項の手数料で協会に納付されたものは、当該協会の収入とする。